

【現状と課題】

働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することのできる機会や待遇を確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

雇用の分野においては「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」の改正などにより法制面での充実が図られています。広島市においても、国や県と連携した男女雇用機会均等法に関するセミナーの開催や事業者に対する啓発など、様々な取組を行っています。

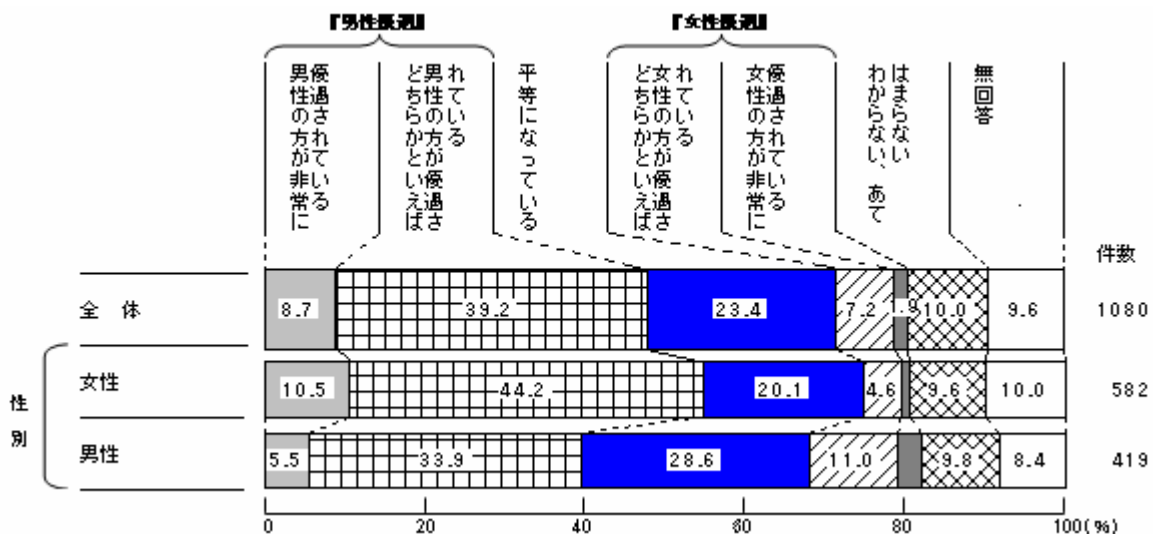
しかしながら、平成 21 年度(2009 年度)の市民アンケートでは、職場における男女の地位の平等について、「平等になっている」と回答した人が 23.4%に対して、約半数(47.9%)の人が「男性が優遇されている」と回答しています。

制度面だけでなく、男女の均等な雇用の機会と待遇を実質的に確保し、意欲と能力のある女性が職場で活躍することができるよう、事業者へ積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進などを積極的に働きかけるとともに、働く男女への啓発などに取り組む必要があります。

また、女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に当たる 20 代後半から 30 代にかけていったん低下するM字カーブを描いています。このM字カーブを緩和するためには、就労継続を希望する女性が働き続けるための仕事と生活の調和に向けた支援や再就職を希望する女性の支援に、引き続き取り組む必要があります。

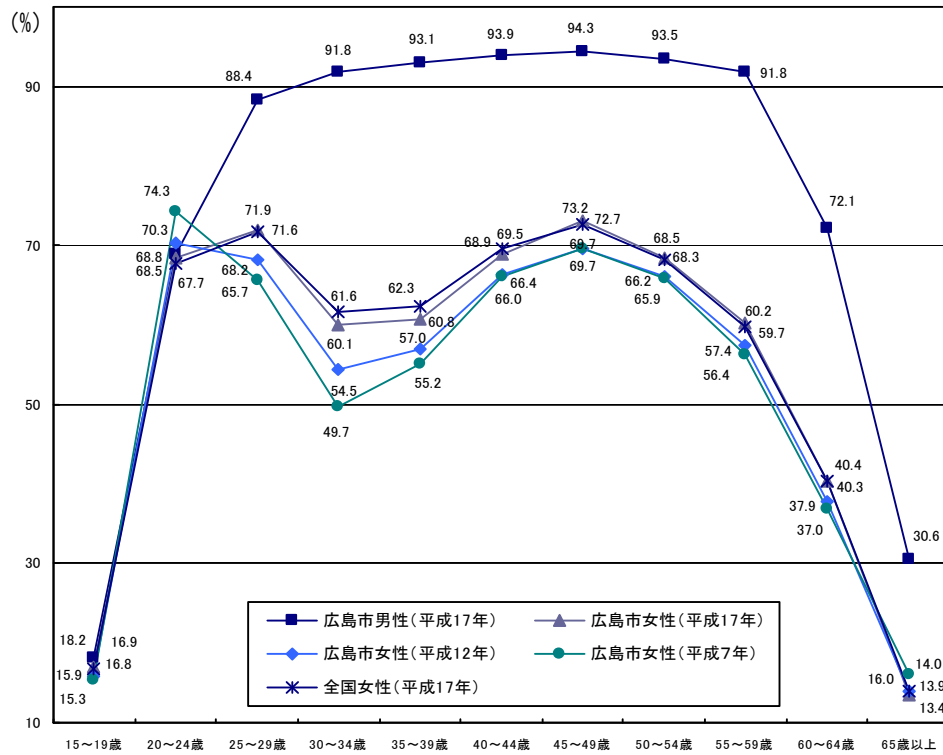
さらに、これまで男女共同参画の推進が十分に進んでいない科学技術・学術分野等において、多様な発想等の取り入れなどの観点からより一層の女性の参画を推進するとともに、少子化・高齢化の進展による労働力不足が懸念される中、労働力確保の観点からも、価値観や生き方の多様化に対応した就労支援や雇用環境の整備に一層取り組むことが重要であり、仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方についての普及・啓発に努めるとともに、多様な就業ニーズに柔軟に対応した就業支援を男女を問わず行う必要があります。

《職場における男女の地位の平等感》



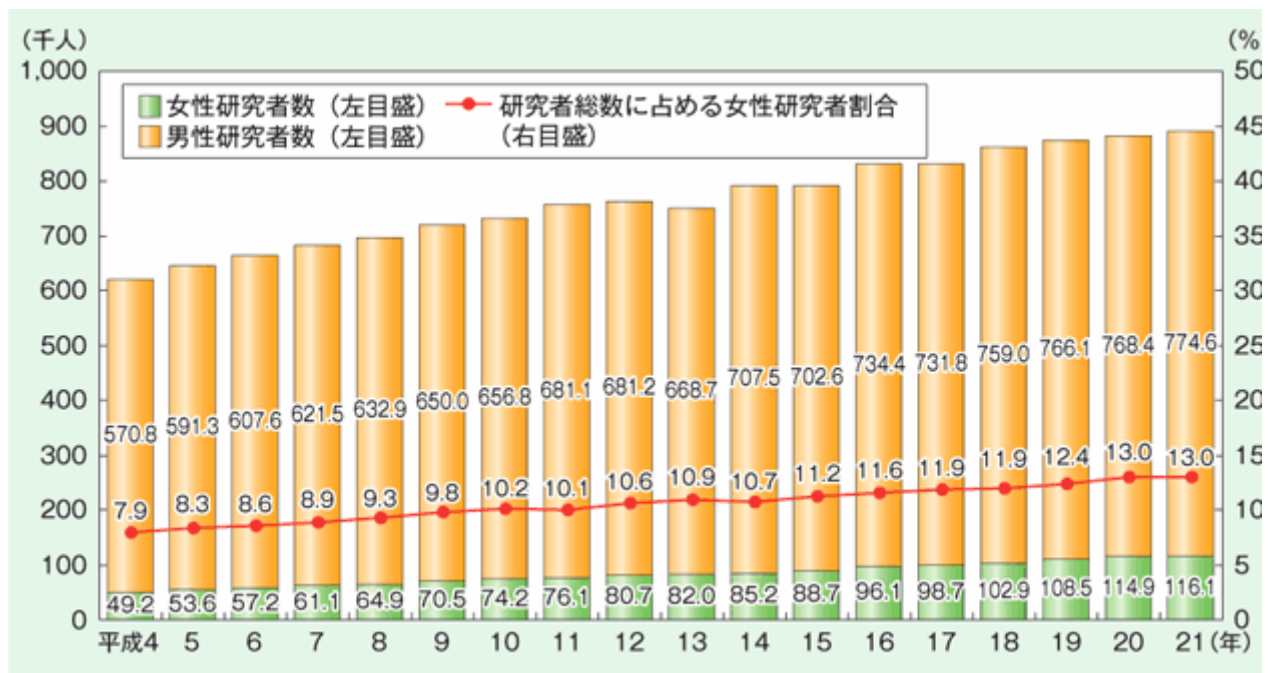
「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成 21 年度)」

《年齢階級別の労働力率》



「国勢調査」

《女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移》



「平成22年版男女共同参画白書」

雇用の分野で男女の均等な機会と待遇を確保し、女性が能力を十分に発揮することができるよう、国や県などの関係機関と連携した取組により、男女雇用機会均等法の履行を確保するとともに、事業者による積極的改善措置の取組を促進します。

(1) 雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するための取組の促進

ア 事業者に対する男女雇用機会均等法の遵守の周知・啓発

男女雇用機会均等法の履行を確保するため、国・県等と連携して、継続的に事業者に対する周知・啓発を図ります。

※ 具体的取組

- 事業者に対する啓発文の送付 [市民局]
- ① ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]

イ 事業者の取組の支援

民間事業所等の表彰や入札制度における優遇措置、優れた事例の広報等により、事業者の積極的改善措置などについての取組を支援します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進事業所顕彰【再掲】 [市民局]
- 事業所等への情報提供サイトの運営【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進連携会議の開催【再掲】 [市民局]
- ① 男女共同参画を積極的に推進する事業所へのインセンティブ拡大の検討 [財政局、市民局、都市整備局]

ウ 働く女性に対する支援の充実

雇用に関する相談機会の提供など働く女性に対する支援の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 母子家庭等就業支援事業【再掲】 [こども未来局]
- ① 男女共同参画拠点施設における総合相談の実施（女性の就労支援相談）【再掲】 [市民局]

エ 健康に留意した職場環境づくりの促進

職場において男女がその能力を十分に発揮するためには、心身ともに健康であることが大切です。特に、女性の継続就労が増加傾向にある中、女性が働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、労働者の健康を確保することのできる環境の整備について、事業者に対して働きかけを行います。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- ① ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- ① 男女共同参画拠点施設における調査・研究及び普及・啓発の推進【再掲】 [市民局]

(2) 職場における男女共同参画に関する教育の促進

ア 男女共同参画についての研修の支援

職場における男女共同参画についての現状や課題に対応した研修プログラムの作成や提供などを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進事業所顕彰【再掲】 [市民局]
- 事業所等への情報提供サイトの運営【再掲】 [市民局]
- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催 [市民局]
- ① 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 事業者や働く男女への啓発

職場における男女共同参画について、実効性のある取組となるよう、事業者や男女労働者への広報・啓発の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 新 ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- 新 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

(3) 企業等の方針決定過程への男女共同参画の促進

ア 補助金交付団体における役員への女性の登用促進

市が補助金を交付する経営者団体や協同組合等における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用についての働きかけなどを行います。

※ 具体的取組

- 新 男女共同参画に関する意識啓発の強化【再掲】 [市民局、各所管局]
- 新 女性の登用状況調査の制度化の検討【再掲】 [市民局]
- 新 女性登用を推進している団体への補助金交付におけるインセンティブ付与の検討【再掲】 [市民局]
- 新 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]

基本施策	2 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
------	------------------------

国や県などの関係機関と連携を図りながら、男女がともに働きやすく、能力を十分に発揮することのできる就業環境を整備するとともに、再就職や起業を含め多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業機会の拡大と就業支援に取り組みます。

(1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援

ア 再就職の支援

再就職を希望する女性に対し、情報や学習・研修機会の提供などによる就業支援を行います。また、国・県・商工会等と連携し、就業を希望する女性と企業のマッチングを行うなど、就業機会の拡大を推進します。

※ 具体的取組

- 母子家庭等就業支援事業【再掲】 [こども未来局]
- 新 男女共同参画拠点施設における総合相談の実施（女性の就労支援相談）、情報提供の充実、学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 多様な働き方に関する情報提供などの支援

パートタイム労働や派遣労働、ICTを活用した在宅ワーク、家内労働等に関する関係法令や相談機関についての情報提供などを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「でゅえっと HIROSHIMA」の発行【再掲】 [市民局]
- ワーク・ライフ・バランスに関する冊子作成【再掲】 [市民局]
- 新 男女共同参画拠点施設における情報提供の充実【再掲】 [市民局]

ウ 事業者への関係法令周知と雇用環境整備の啓発

パートタイム労働法や「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（派遣労働法）」等についての事業者の理解を促すとともに、パートタイム労働者の雇用環境の整備について啓発を行います。

※ 具体的取組

- 事業者に対する啓発文の送付【再掲】 [市民局]

(2) 経営の主体となる女性の育成・支援

ア 女性の起業支援

起業についての知識やノウハウの提供などにより、女性の起業に対する支援体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 起業支援セミナーなどの実施 [経済局]
- 女性・シニア創業パッケージ型支援事業 [経済局]
- 女性起業家サポート事業 [経済局]
- ⑨ 男女共同参画拠点施設における市民活動・交流の支援（女性の起業支援）【再掲】 [市民局]

基本施策	3 農林水産業や商工業などの自営業における男女共同参画の推進
------	--------------------------------

根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、農林水産業、商工業などの分野で男女がともに生き生きと経営に参画し、家庭生活における家族それぞれの役割と責任を明確にするための取組を行います。

(1) 男女共同参画の推進のための取組の実施

ア 自営業における女性の労働に対する評価と労働環境の整備

農家での「家族経営協定」の普及促進など、自営業における女性の労働に対する評価と労働環境を整備します。

※ 具体的取組

- 広島市農業経営改善支援センター事業（「家族経営協定」の普及・啓発） [経済局]
- ⑨ 漁業者等への家族経営協定の普及・啓発 [経済局]

イ 自営業者及び家族従業者である女性の能力向上の支援

自営業者及び家族従業者である女性に対し、学習機会の提供などにより、経営能力等の向上を支援します。

※ 具体的取組

- 「まかせんさい」広島市女性農業士認定事業 [経済局]
- 中小企業者のネットワークづくり [経済局]
- ⑨ 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

ウ 自営業者及び家族従業者への啓発と情報提供

自営業者及び家族従業者への男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。

※ 具体的取組

- 商工業関係団体の情報誌への啓発文の掲載 [市民局]
- 農業関係情報誌の活用 [経済局]
- ⑨ 水産業等関係情報誌の活用 [経済局]

基本施策	4 科学技術・学術分野及び医療分野における男女共同参画の推進
------	--------------------------------

根強い固定的性別役割分担意識の中、ロールモデルも少なく、女性研究者の登用が不十分である科学技術・学術分野及び医療分野において、多様な視点や発想を取り入れるため、女性の参画拡大に取り組みます。

(1) 女性の参画の拡大

ア 女性の政策・方針決定過程への参画促進

根強い男女の固定的な性別役割分担意識やワーク・ライフ・バランスを支援する環境が十分

に整備されていないことなどから、女性の参画が進んでいない科学技術・学術分野及び医療分野において、男女共同参画の推進と政策・方針決定過程への女性の参画を促します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進事業所顕彰【再掲】 [市民局]
- ⑨ 市の研究機関や医療機関等における女性職員の登用 [企画総務局、病院事業局]
- ⑨ 男女共同参画を積極的に推進する事業所へのインセンティブ拡大の検討【再掲】 [財政局、市民局、都市整備局]
- ⑨ 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]

イ 理工系分野・医療分野への進路選択の促進

人材育成の観点から、特に理工系分野・医療分野への女子学生・生徒の興味・関心の喚起・向上のための取組を行い、これらの分野への進路選択を支援します。

※ 具体的取組

- キャリア教育の推進（進路指導の手引きの作成）【再掲】 [教育委員会]
- プロフェッショナル人材活用事業【再掲】 [教育委員会]
- ⑨ 研究者のロールモデルの発掘、活躍事例の発信 [市民局]

施策の目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
民間事業所における女性管理職の割合を増やす	%	6.9 (平成 21 年度)	10 (平成 27 年度)
男女共同参画に積極的に取り組む民間事業所の数を増やす (広島市男女共同参画推進事業所の表彰事業所数)	事業所	16 (平成 22 年度)	60 (平成 32 年度)
⑨ 市内の女性求職者の就職率を高める (ハローワークにおける女性の新規求職者のうち就職した人の割合)	%	22.6 (平成 21 年度)	26.2 (平成 32 年度)
「家族経営協定」締結農家数を増やす	戸	34 (平成 22 年 4 月 1 日)	50 (平成 28 年 4 月 1 日)
女性農業士を増やす	人	21 (平成 22 年 4 月 1 日)	30 (平成 28 年 4 月 1 日)